

多摩まちづくり推進連絡会議設置要綱

(設置目的)

第1条 東京都と多摩地域の各自治体が、開発事業等のまちづくりを通じて多摩地域全体の価値を向上させることを目的とし、その具体化に向けた計画等の検討や実現に向けた取り組みを相互に協力して推進するために、多摩まちづくり推進連絡会議（以下「連絡会」という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会は、多摩地域における次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 多摩地域の魅力あるまちづくりに係る連絡調整に関する事項
- (2) 新たな時代に対応した地域構造及び土地利用や地域資源を生かしたイノベーション創出まちづくり等に関する事項
- (3) 前各号に掲げる事項のほか、連絡会が必要と認める事項

(構成)

第3条 連絡会には会長を置き、会長は東京都の多摩地域における開発調整の事務を担当する部長職にある者とする。

2 連絡会は、東京都都市整備局及び都市計画区域を有する多摩地域の自治体の第2条に関係する部署の課長級職にある者をもって構成するものとする。

(会議)

第4条 連絡会は、会長が招集し、開催する。

- 2 会長が必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 連絡会には、事前の申出により、構成員以外の職員も参加することができる。

(事務局)

第5条 事務局は、連絡会の運営・庶務に関する事務を行う。

2 事務局は、東京都都市整備局都市づくり政策部開発企画課とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会運営に関し必要な事項は、協議の上定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月23日から施行する。

過去の開催実績（令和3年度末まで）

○令和2年10月23日 第1回 多摩まちづくり推進連絡会議

○令和4年1月28日 第2回 多摩まちづくり推進連絡会議